

平成30年8月20日
在メルボルン日本国総領事館

平成30年天皇誕生日祝賀レセプション会場における
地方自治体連携・日本企業支援事業
参加企業・団体公募要領

1. 実施趣旨

在メルボルン日本国総領事館では、我が国のナショナル・デーとして毎年1月～12月、メルボルンに所在する外交団をはじめ、州・市政府、経済、教育、文化・芸術、マスコミ関係者及び在留邦人の代表等を招待し、天皇誕生日祝賀レセプションを開催しています。当館では、地方自治体連携及び日本企業等支援事業の一環として、同レセプション会場内の一定のスペースを日本企業・自治体にも活用して頂き、企業活動の広報や観光促進、また自社製品・特産物の展示等の為のブースを設置することとし、右出展について公募しております。

2. レセプション開催日時・会場

平成30年12月上旬、総領事公邸で開催

※安全管理上の観点から現時点での詳細の告知は控えさせていただきます。

3. 出展概要

(1) 募集内容

当館管轄内（ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州）で活動する①日本の地方自治体、②日本企業及び経済団体、③日本企業と独占販売契約を結ぶ当地企業、または④今後、本格的な進出を検討中の日本企業のいずれかが出展するブースを募集します。自社商品のサンプル展示や紹介（ビデオ上映、パンフレット配布など）・体験、企業が取り組む社会支援活動（CSR）の紹介などに御活用ください。

(2) ブースの条件等

- ① 提供スペース：横2.5m×奥行き2m程度、全5ブース。
- ② ひとつのブースを複数の団体が共同で使用することも可とします。
- ③ ブースの設置に伴うテント、机、椅子などのブース設置にかかる費用は、出展社の負担となります
- ④ ブース枠は同一業者（当館がテントの発注する業者）で統一いたしますが、各社の展示方式からブース枠が不要の場合はあらかじめ御相談ください。
- ⑤ ブースにおいて電力の供給等が必要となる場合については、前広に御相談ください。

⑥悪天候の場合の展示については、やむを得ずブース条件及び出展内容の変更をお願いする場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

(3) レセプション当日のブース運営に関する条件

- ① ブースの設置、装飾、備品準備、運営及び撤去等にかかる費用負担及び事務作業、問い合わせ等への対応は、各社実施者が責任を持って行ってください。
- ② 運営中に生じた事故等への対応は、当該ブース運営社の責任において行ってください。
- ③ 運営中に、商談や販売などの営業行為、入会勧誘行為は控えてください。
- ④ 政治活動または宗教活動を目的とした活動は行わないでください。

(4) 商品サンプル展示及び配布に関する条件

サンプルの配布は会場内ではなく、受付横に設置された配布場にて、レセプションから退出する招待客に対して行ってください。また、配布は各企業等が責任を持って行ってください。その際、複数社からサンプル提供の予定がある場合には、一つのバッグに収めるなどの協力を求めることがあります。

(5) その他

- ① 本事業は、天皇誕生日祝賀レセプションの会場内で実施することから、展示に当たっては、会場全体の雰囲気への配慮をお願いいたします。
- ② 招待客リストの作成及び招待状の配布は当館が行いますが、ブース出展者は、希望があれば、最大2組まで事業関係者等を招待することを認めます。希望する場合は事前に御相談ください。

4. 応募方法

(1) 応募資格

以下4分類のいずれかが出展するブースを募集します。

- ① 当館管轄内（ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州）と関係を有する日本の地方自治体。
- ② 当館管轄内（同上）で活動する日本企業（現地法人、合弁企業、本邦支店・駐在員事務所等）。
- ③ 当館管轄内（同上）で活動し、且つ、日本企業と独占販売契約を結ぶ当地企業。但し、出展品は日本企業に関係するものに限る。
- ④ 今後、本格的な当地進出を検討中の日本企業。

(2) 募集期間

平成30年8月20日（月）から10月1日（月）まで（当館必着）

(3) 応募方法

- ① 本要領に記載の条件に適合していることを確認の上で、応募書類を電子メールで提出してください。
- ② ひとつのブースを複数の団体で使用する場合には、代表者（団体）が応募書類を作成の上、提出してください。

(4) 選定及び結果通知

応募内容をもとに、出展の可否について決定いたします。応募多数の場合は、会場の配置やプログラムのバランス等を考慮し、ご希望に添えないことがあります。選定結果については、10月12日までにメール等にて全応募者にお知らせいたします。

(5) その他

- ① 出展者がレセプションでのブース運営の様子を業界紙、社内誌などの非営利媒体を通じて報告・発表することについては認めております。その場合、事前の連絡及び掲載記事等の提出をお願いします。
- ② レセプション終了後、ブース展示・運営に対する簡単なアンケートにご協力願います。

5. その他

- (1) 本要領の定めのない事項については、主催者（在メルボルン総領事館、以下同様）において定めるものとします。
- (2) 出展及びブースの運営に当たり主催者側から指示があった場合には、これに従ってください。
- (3) 本連携支援事業参加への手続きにおいて必要となる個人情報については厳正に管理し、本事業運営において必要とする場合以外での利用は致しません。

お問い合わせ・連絡・応募書類提出先

在メルボルン日本国総領事館 日本企業支援・地方自治体連携担当

住所：Consulate-General of Japan in Melbourne,

Level 25, 570 Bourke Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel: 61-3-9679-4510 (代表)、 Fax: 61-3-9600-1541

Email: meljapan@mb.mofa.go.jp

日本企業等担当：堀籠 勝史（領事）： katsushi.horigome@mofa.go.jp

地方自治体担当：都原 将太（副領事）： shota.tohara@mofa.go.jp

平成30年天皇誕生日祝賀レセプション会場における
地方自治体・日本企業等連携支援事業応募票

平成30年 月 日提出

団体・会社名	
応募責任者	
連絡先住所	
連絡先電話	
連絡先 e-mail	
応募事項の確認	本事業の実施について、メルボルン総領事館の指示に従い進めること、また、当社（団体）が割り当てられた展示ブースの設営・維持・撤去にかかる費用は関係者からの請求後速やかに支払い、総領事館に一切の迷惑をおかけしないことを誓い応募いたします。
展示企画案：	<p>※具体的に御記入ください。別途作成頂いたものを送付頂くことも可能です。 企画案に無い異なる展示をレセプション当日に行うことは認められませんのでご留意ください。</p>
【確認事項】	<p>・ 自社製品サンプルの配布（有・無） ※サンプルが飲食物の場合はパッキングされたもののみ可能です。レセプション会場内の飲食物の提供は何卒ご遠慮ください。サンプルの配布はレセプション会場受付横で行って頂きます。</p>